

# 軽自動車税の税率が変わります

問い合わせ 市民税課 ☎229-3129 FAX229-3331

## 原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車

平成28年度から軽自動車税の税率が変わります。

車種区分		税率(年税額)	
		改正前 (平成27年度まで)	改正後 (平成28年度から)
原動機付自転車	第1種(50cc以下)	1,000円	2,000円
	第2種乙(50cc超90cc以下)	1,200円	2,000円
	第2種甲(90cc超125cc以下)	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽自動車	二輪(125cc超250cc以下)	2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
二輪小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円

## 三輪・四輪以上の軽自動車

次の車種について、「最初の新規検査」の年月によって新税率が適用されます。

車種区分		税率(年税額)			
		(ア) 平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	(イ) 平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両	(ウ) 最初の新規検査から13年を経過した車両	
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
		乗用	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪以上	乗用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物	3,000円	3,800円	4,500円
		乗用	4,000円	5,000円	6,000円
		貨物	4,000円	5,000円	6,000円

- (ア)…最初の新規検査から13年を経過した車両(自動車検査証に記載されている初度検査年月が平成14年以前の車両)は平成28年度課税分から(ウ)の新税率が適用されます。
- (イ)…排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例(軽課)を適用します。(下表のとおり)
- (ウ)…最初の新規検査から13年を経過した車両(自動車検査証に記載されている初度検査年月が平成14年以前の車両)は、平成28年度課税から税率が引き上げられます。(ただし、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引自動車を除く)

(イ)平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両

平成28年度分のみ  
グリーン化特例(軽課)が導入されます！

低排出ガスおよび燃費性能にすぐれた環境負荷の小さい軽自動車に対して、税率を軽減するグリーン化特例(軽課)が導入されます。排出ガス基準と燃費基準を達成した車両について、平成28年度分のみ下表の税率が適用されます。



車種区分		税率(年税額)平成28年度のみ			
		電気軽自動車・天然ガス軽自動車※1	ガソリン車・ハイブリッド車※2		
			基準1	基準2	
軽自動車	三輪	1,000円	2,000円	3,000円	
		乗用	1,800円	3,500円	5,200円
	四輪以上	乗用	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物	1,000円	1,900円	2,900円
		乗用	1,300円	2,500円	3,800円
		貨物	1,300円	2,500円	3,800円

- ※1 天然ガス軽自動車は、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両が対象です。
- ※2 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%の低減達成車両(★★★★★)が対象です。
- 基準1 ●乗用…平成32年度燃費基準値より+20%以上達成した車両  
●貨物…平成27年度燃費基準値より+35%以上達成した車両
- 基準2 ●乗用…平成32年度燃費基準値を達成した車両  
●貨物…平成27年度燃費基準値より+15%以上達成した車両
- ※各燃料基準の達成状況は自動車検査証の備考欄に記載されています。